

令和5年9月19日

森 氏代理人

弁護士 藤原 航 先生 (f a x 06-6364-3054)

弁護士 網本知晃 先生

ご 連 絡

〒530-6107 大阪市北区中之島 3-3-23-703

中之島中央法律事務所

電 話 0 6 - 6 4 4 1 - 3 6 0 1

f a x 0 6 - 6 4 4 4 - 1 2 1 7

堀川化成株式会社代理人

弁護士 勝 井 良 光



上記復代理人

弁護士 田 邊 絵 理 子



拝啓、時下益々ご盛祥のこととお慶び申し上げます。

大阪地方裁判所令和3年(ワ)第11818号損害賠償請求事件(原告 森 vs 被告 堀川化成株式会社外2名)の件で、当職らは、被告ら代理人及び同復代理人として、以下のとおりご連絡いたします。

上記事件の判決が令和5年9月14日に言い渡されましたが、被告らとしましては、同判決に基づく原告へのお支払いを速やかに行う意向です。つきましては、貴職らにおかれまして、振込先口座をお知らせいただきたいと思います。

なお、同判決には主文第1項及び第2項に限り仮執行宣言が付されておりますが、上記のとおり任意にお支払いする意向がありますので、早期のお支払いの実現に向けてご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具